



県営住宅等に係る地震等の災害応急活動に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震等により大規模な災害が発生した場合の災害応急活動について締結している「地震等の災害応急活動に関する協定書」を補完し、県営住宅等の災害応急活動について、神奈川県住宅営繕事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建設業協会会長（以下「乙」という。）が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営住宅等 県営住宅（借上型公営住宅、改良住宅を含む。）と甲が指定する県有地をいう。
- (2) 指定管理者 神奈川県県営住宅等の管理に関する基本協定書に基づき、神奈川県が締結している指定管理業者をいう。
- (3) 会 員 一般社団法人神奈川県建設業協会に加入している企業をいう。

(情報提供及び情報交換)

第3条 甲は、甲の組織図、県営住宅一覧表、県営住宅配置一覧図、各団地配置図及び指定管理者連絡先等の情報を毎年4月末日までに乙に情報提供する。

2 乙は、乙の組織図及びこの協定に基づき出動させることができる会員名簿を、毎年4月末日までに甲に情報提供する。

3 甲と乙は、平常時から災害対応に関する必要な情報を相互に交換する。

(協力要請及び活動時の指示)

第4条 甲は、第1条の目的を達成するために必要と認めたときには、乙に対し災害応急活動の内容を指示し、災害応急活動の実施を要請する。

2 乙は、甲から要請があった場合、会員の中から災害応急活動を行う者を指定し、活動にあたらせる。

3 会員は、災害応急活動を行う際には、甲の職員の指示に従う。甲の職員が現地にいない場合は、予め甲が指定した指定管理者の職員の指示に基づき活動を実施する。ただし、現地に甲の職員若しくは甲が指定した指定管理者の職員がいない場合は、甲からの連絡の趣旨を踏まえ、会員の判断により活動を実施する。

4 乙があらかじめ指名した会員は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、甲が別に指定する県営住宅等（以下「指定県営住宅等」という。）が所在する市区町の区域において、気象庁により震度6



弱以上の地震が観測されたときは、当該指定県営住宅等の被害状況調査を実施する。

(防災訓練等への協力)

第5条 甲は県営住宅等に係る防災訓練、又は研修に乙の参加協力を依頼できる。

2 乙は、前項の依頼があった場合、可能な範囲で甲に協力する。

(報告書)

第6条 第4条の規定に基づく災害応急活動を行なった会員は、甲に次の書類を提出する。

- (1) 活動の内容を記載した調査票
- (2) 活動の前後の写真
- (3) その他甲が必要と認める書類

(費用の立替)

第7条 第4条の規定に基づく活動に要した費用は、会員が一時立て替える。

(精算単価)

第8条 前条により会員が一時立て替えた費用の精算単価は、災害発生時の神奈川県積算基準等による。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条により会員が一時立て替えた費用については、甲乙協議のうえ、乙からの請求に基づき支払う。

(災害補償)

第10条 第4条の規定に基づき災害応急活動に従事した者が死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年神奈川県条例第51号)による。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、平成26年3月31日をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって協定を更新しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されるものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲

と乙が協議して定める。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成26年2月14日から適用する。この協定を証するため本書を2通作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

附 則

平成25年4月1日に締結した「県営住宅等に係る地震等の災害応急活動に関する協定書」は、廃止する。

附 則

この協定は、令和4年9月1日から施行する。

令和4年8月31日

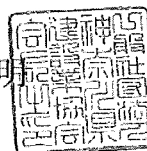
甲 神奈川県住宅営繕事務所長

大河原



乙 一般社団法人神奈川県建設業協会会長

松尾 文明



県営住宅等に係る地震等の災害応急活動に関する協定細目

神奈川県住宅営繕事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、県営住宅等に係る地震等の災害応急活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、同第4条第4項を的確に実施するために必要な事項を以下のとおり定める。

（定義）

第1条 この協定細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動出動会員 協定第4条第4項に基づき、乙があらかじめ指名した会員
- (2) 指定県営住宅等 協定第4条第4項の「指定県営住宅等」は、別表1のとおりとする。甲は、指定県営住宅等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

（自動出動会員の報告）

第2条 乙は、自動出動会員を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、自動出動会員に変更があった場合は、甲に報告するものとする。

（自動出動会員の行動）

第3条 協定第4条第4項により実施する指定県営住宅等の被害状況調査は、次のとおりとする。

- (1) 自動出動会員は、テレビ、ラジオ等の報道により、指定県営住宅等の所在する市区町村で、気象庁により震度6弱以上の地震が観測された場合には、指定県営住宅等配置図、調査票を携帯し、担当する指定県営住宅等に速やかに出動する。
- (2) 出動した会員は、目視により指定県営住宅等の被害状況を調査し、その結果を別紙1により報告するものとする。
- (3) 前号の報告にあたっては、あらかじめ住宅営繕事務所が指定した連絡先に携帯電話、公衆電話等により行うものとする。ただし、携帯電話、公衆電話等で通信が行えない場合は、別紙2に被害状況を記載し最寄りの県土木事務所又は県治水事務所（情報係）に提出するものとする。
- (4) 前号の報告は、地震発生後48時間以内に行うものとする。

（津波警報等発令時の対応）

第4条 神奈川県が作成した津波浸水予測図の津波の浸水が予測される区域内に位置する指定県営住宅等の被害状況調査は、気象庁が津波警報または大津波警報を指定県営住宅等の位置する津波予報区に発表した場合は、第3条第4号の規定にかかわらず当該警報が解除された後48時間以内に行うものとする。

附 則

この協定細目は、平成 26 年 2 月 14 日から施行する。

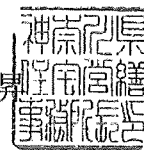
附 則

この協定細目は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

令和 4 年 8 月 31 日

甲 神奈川県住宅営繕事務所長

大河原 昇



乙 一般社団法人神奈川県建設業協会会長

松尾 文明



別表1
(指定県営住宅)

①横須賀土木事務所管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	走水団地	横須賀市走水2-22外	9	208	
2	浦賀かもめ団地	横須賀市鴨居2-80	35	1,589	
3	山の根グリーンハイツ	逗子市山の根3-8-33	1	25	
4	沼間南台団地	逗子市沼間1-20外	7	182	
5	ハイツ東逗子	逗子市沼間4-12	3	24	
6	逗子桜山団地	逗子市桜山5-12	7	184	
7	久木ハイツ	逗子市久木2-9	4	33	
8	葉山グリーンハイツ	葉山町一色455-2	2	18	
9	武分譲団地(擁壁)	横須賀市武1丁目	-	-	協定書第2条第1号の「甲が定める県有地」

②平塚土木事務所管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	大根団地	秦野市北矢名72	2	36	
2	秦野団地	秦野市本町3-13	14	460	
3	鶴巻団地	秦野市鶴巻南2-7	11	400	
4	アメニティ名古木	秦野市名古木4-2	2	39	
5	アメニティ板戸	伊勢原市板戸738	8	133	
6	ハイム上粕屋	伊勢原市上粕屋379	2	55	
7	串橋ハイツ	伊勢原市串橋278	1	53	
8	ハイムカタマチ	伊勢原市田中991	3	46	
9	伊勢原峰岸団地	伊勢原市上粕屋448	7	280	

③藤沢土木事務所管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	サン植木	鎌倉市植木625	3	38	
2	ウイステリア鶴沼海岸	藤沢市鶴沼海岸6-3-16	1	15	

④厚木土木事務所津久井治水センター管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	大島団地	相模原市緑区大島11	17	508	
2	グリーンヒル下九沢	相模原市緑区下九沢1590-1	2	83	
3	久保沢グリーンハイツ	相模原市緑区久保沢2-7-8外	2	30	
4	三ヶ木グリーンハイツ	相模原市緑区三ヶ木633-1	3	61	
5	田名堀之内団地	相模原市中央区田名3186	3	120	

⑤横浜川崎治水事務所管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	港北吉田町団地	横浜市港北区新吉田東5-1	1	1	
2	大原分譲団地(擁壁)	横浜市港北区篠原西町	-	-	協定書第2条第1号の「甲が定める県有地」

⑥横浜川崎治水事務所川崎治水センター管内

NO	団地名	所在地	棟数	戸数	備考
1	野川南台団地	川崎市宮前区南野川3-14-1	25	840	
2	右馬団地	川崎市宮前区東有馬5-15	13	380	
3	エルホーム野川	川崎市宮前区南野川2-49-1	1	46	
4	ハイム桃園	川崎市多摩区堰1-6	2	56	
5	東柿生団地	川崎市麻生区下麻生3-30	2	81	
6	ハイツ五力田	川崎市麻生区五力田2-10-1	1	34	
7	栗木台ハイム	川崎市麻生区栗木台5-16	3	41	

地震災害

通信票 様式-2

FAX送信・電話受信・電話発信 票

①	着信連絡(要・不要)		[転送時]⑤→⑥	着信連絡(要・不要)	
②	[記号](件名番号)-(発信番号)		指示・要請・回答・照会・報告・その他		
	[] - 号		[] - 号に対する指示・要請・回答・照会・報告		
発信			→	受信	
③	発信日時	月 日 時 分	④	受信日時	月 日 時 分
	発信機関			受信機関	県庁災害対策室
	発信者	TEL() -		受信者	(住宅対策班)
⑤	発信日時	月 日 時 分	⑥	受信日時	月 日 時 分
	発信機関			受信機関	
	発信者	TEL() -		受信者	
⑦	対象施設	道路・橋梁・トンネル・河川・海岸・港湾・砂防 急傾斜・公園・下水道・県営住宅・その他()			
⑧	場所				
⑨	施設名				
⑩	調査者				
⑪	状況 ・ 内容	【人的被害】 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 状況:			
		【火災発生状況】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 状況:			
		【被害拡大の可能性】 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 状況:			
		<input type="checkbox"/> 支障なし 【団地内道路の通行状況】 <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 緊急車両のみ通行可 <input type="checkbox"/> 通行制限あり(内容:)			
		【被害状況・対応内容等】 注3参照			
⑫	回答	<input type="checkbox"/> 必要	回答期限	月 日 時 分まで	

注1 原則として、各連絡ごとに新しい様式を使用すること。(本票を転送する場合を除く)

注2 同一件名の記入済み様式を一連で綴じ、災害対策ボードに掲示すること。

注3 []部分を記載する。

【被害状況・内容等】は、危険箇所等注意を要する場所と内容、今後措置が必要となる場所と内容、措置を行った場合は措置内容と場所などを記載する。

